

会議結果まとめ

第5回京丹波町公共料金等審議会

日時 平成20年3月25日(火)午前9時00分
場所 京丹波町役場議場
出席者 8名

1 開会

2 会長あいさつ

皆様おはようございます。年度末大変お忙しい中お集まりいただき感謝している。平成19年度最後の審議会となるが、引き続いてよろしくお願ひしたい。本日は水道料金の適正なあり方について(答申案)の事務局案の確認及び次の議題となる水道料金の適正なあり方について、水道課より説明いただくこととなっている。引き続き慎重に審議いただきますようよろしくお願ひしたい。

3 議題

(1) 下水道料金の適正なあり方について(答申案)

<事務局より事前送付した「答申案」について主な決定事項、考え方について説明>
委員より特に質疑等なく、原案承認される。

(2) 水道料金の適正なあり方について

<担当課より水道料金の現状について、資料をもとに説明>

(委員) 補助制度から給水人口5,000人以上が「上水道」、5,000人未満が「簡易水道」となるのは理解できるが、料金体系についても、それぞれ別に定めることがよいのか。他市町村では上水道料金が高額であったり、簡易水道料金が高額であったりしているが、その違いについて何か状況を把握されているか。

(担当課) 比較的上水道は給水人口の多い市街化区域において整備されており、反対に簡易水道は給水人口が少ない地域で整備されていることから、市町村によって設定が異なると考えている。

(委員) 丹波・瑞穂地区は給水人口では上水道となるが、面積が広く人口密度が低い地域であり実際は簡易水道に近いのでは。

(担当課) 他市町村の密集地の上水道と本町の上水道区域では(料金体系に)違いが出てくると思われる。補助制度上では「上水道整備」・「簡易水道整備」ではなく、「統合簡易水道整備事業」ということである。

(委員) 浄水場など施設の詳細について説明願ひたい。

(担当課) 従来の浄水場は、ほぼ「緩速ろ過(砂ろ過による方式)」により浄化させていたが、「急速ろ過(凝集用薬品等による凝縮した後、砂ろ過する方式)」、「膜ろ過(凝集用薬品をほとんど使用せず、膜により夾雑物や細菌等を除去する方式)」等の処理方式により整備している状況である。出来る限り安価な自然流下で給水していき、高所についてはポンプ室を設置している。

(委員) 給水口径ごとの使用件数は。

(担当課) 参考として平成20年2月の検針データから報告。

丹波・瑞穂地区				和知地区			
口径	件数	口径	件数	口径	件数	口径	件数
13	4448	50	12	13	1645	75	1
16	2	75	3	20	46	100	1
20	67			25	5		
25	36			30	1		
30	15			40	21		
40	5	計	4588	50	7	計	1727

(委員) 和知地区において、20m/mを設置された経過は分かるか。

(担当課) 現状は把握していない。日当たりの使用水量によって口径を決定しているケースや、使用後の設置状況によって変更されたことも予想される。

(委員) 一般家庭は通常13m/mであるか。

(担当課) 町全体で13m/mが96%である。本管は消火栓の関係で75～100m/mがほとんどである。

(委員) 日常維持管理において、今後整備していく段階で集中管理ができるような検討はされているか。

(担当課) 現状においても、新しい施設に関しては浄水場から水道課へのデータ送信により状況把握をしているが、さらに目視による監視として、全施設民間委託により管理している。

(委員) 平均の使用水量は？

(担当課) 季節変動はあるが、30～40m³が多いと思われる。和知地区においては基本使用水量の範囲内や15m³未満も比較的多い。世帯構成や生活実態によって変動するので、例えば高齢者世帯の平均使用量などの把握は困難と考えている。(参考として)18年度実績では、町全体平均として28m³/月、丹波・瑞穂地区は32m³/月、和知地区は18m³/月となっている。これは、高齢化率と関係しているのではと推測している。

(委員) 現状の基本料金の差異については、補助率の差によって違いが出ているのか。

(担当課) 丹波・瑞穂地区においては、統合簡易水道事業を実施した時期に合わせて基本料金を設定し、和知地区においては消費税が施行される以前から現行の料金設定となっている。

(委員) 新規加入金について、長期不在者等で、再度使用する場合は加入金を支払うのか。

(担当課) 長期不在の場合、閉栓手続きにより再度新規加入金は負担なしとしている。

(委員) 閉栓等の手数料はあるのか。

(担当課) 閉栓、閉栓とも3,000円徴収している。

(委員) 仮に料金体系を分割するとして、料金体系を分ける明確な理由があるのか。

(担当課)現状明確な回答は出来ないが、次回以降の審議会で検討いただけるような資料も提示したいと考えている。今後の財政見通しや使用いただく水量の見通しなど含め、料金体系を検討していく必要があると考えている。

(委員)企業等の今後の利用見通しや実態について調べていただけるとありがたい。基本的には地区によって料金体系を分けるのはあまり良くないのではと考える。統一した場合・分割した場合の課題等の資料があれば、説明がしやすいのでは。

(委員)グリーンハイツ以外の開発団地の給水状況について説明願いたい。

(担当課)18年度・19年度において6団地・486戸に給水工事を実施した。20年度で清風台・井尻見晴台を整備する予定としており、今後条件等が揃ったところから検討していきたいと考えている。

(委員)資料中の「未給水団地」の考え方は。

(担当課)団地内において自ら整備した施設によって給水されている団地であって、町から給水されていない団地である。

(委員)開発団地内における管路等の敷設状況は？

(担当課)現状の管路等をそのまま使用することはほとんど困難であり、新規で敷設している場合が多い。またそのまま接続したとしても漏水等修繕が必要なケースが多くあった。

(委員)水量別の使用実態や多水量使用施設数(料金に占める割合でもよい)の資料提示をお願いしたい。共通管理費的なものも必要では思われるので、その部分をどう反映していくか検討する必要があると考える。

(委員)口径別に使用水量が分かる資料を提示いただきたい。

(担当課)次回審議会において資料提示していきたい。

(3) その他

(会長)第4回会議録については公開してよろしいか。また次回審議会についても、原則公開としてよろしいか？

<委員 了承>

(会長)次回は平成20年5月22日(木)の午前9時からでよろしいか？

<委員 了承>

5 閉会(副会長あいさつ)

下水道料金の適正なあり方については、一定答申内容を決定いただき、また引き続き水道料金の現状等について審議を進めていきたいので、引き続きよろしく願いたい。